

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	土地収用仲裁委員	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	土地収用法第15条の8	
4 設 置 目 的	土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らず、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときに、関係当事者の双方の知事への申請により、仲裁委員が仲裁を行う。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争(当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるとき)について仲裁を行う。	
6 会議の開催状況 (令和5年度)	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 土地収用法施行令第1条の7の4の規定により、仲裁の手続きは非公開とされている。
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	県土整備部 用地対策課 収用管理担当 電 話: 内線6928 (直通)0985-26-7174	

